

平成28年度臨時福祉給付金 障害・遺族年金受給者向け給付金 (年金生活者等支援臨時福祉給付金)

申請受付期間
**10月3日～
平成29年1月31日**



☎福祉総務課臨時給付金係 ☎724-4431
FAX050-3101-0928

平成26年4月の消費税率引き上げによる影響を緩和するため、所得の少ない方へ暫定的・臨時的な措置として「臨時福祉給付金」を支給します。
また、「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい所得の少ない年金受給者の方への支援として、「障害・遺族年金受給者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)」を支給します。
対象と思われる方へ申請書を順次郵送していますので、お手元に届いたら早めに申請をして下さい。

平成28年度臨時福祉給付金の支給要件

○支給対象者

平成28年1月1日時点で町田市に住民票があり、平成28年度の市民税が課税されていない方(右表参照)

- ただし、次の方は対象外です。
・市民税が課税されている方の扶養親族等
・生活保護等の受給者

※平成28年度の市民税は平成27年分(平成27年1月1日～12月31日)の所得から計算されます。

○支給額 対象者1人につき3000円(1回限り)

●市民税が課税されない所得水準の目安●

○給与収入のみの場合

区分 (扶養親族等の数)※	年収の目安
単身(0人)	100万円以下
夫婦(1人)	156万円以下
夫婦・子1人(2人)	206万円未満
夫婦・子2人(3人)	256万円未満

○年金収入のみの場合

区分 (扶養親族等の数)※	年収の目安
単身65歳未満(0人)	105万円以下
単身65歳以上(0人)	155万円以下
夫婦65歳未満(1人)	171万3334円以下
夫婦65歳以上(1人)	211万円以下

※いずれも扶養親族等には控除対象配偶者も含まれます。

障害・遺族年金受給者向け給付金の支給要件

○支給対象者

下記①②の要件を両方満たす方が対象です。

- ①平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者である
 - ②平成28年5月分の障害基礎年金、遺族基礎年金等を受給している
- 注1) 老齢基礎年金、障害厚生年金、遺族厚生年金等は対象ではありません。
注2) 障害基礎年金、遺族基礎年金とそれぞれの厚生年金を合わせて受給している場合は対象となります。

※高齢者向け給付金(対象者1人につき3万円)を受給した方は対象外となります。

○支給額 対象者1人につき3万円(1回限り)

給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報・マイナンバーの詐取」にご注意を!

町田市職員や厚生労働省職員などが、次のようなことをすることは絶対ありません。

- ATM(銀行・コンビニエンスストアなどの現金自動支払機)の操作をお願いする。
- 手数料などの振り込みを求める。
- マイナンバーを聞き出そうとする。
- フリーダイヤルや携帯電話への電話連絡をお願いする。



ご自宅や職場に町田市職員や厚生労働省職員などを名乗る怪しい電話がかかってきた場合は、即答せずにいったん電話を切り、お近くの警察署(または警察相談専用電話[＃9110])へご連絡下さい。

☎町田警察署 ☎722-0110、南大沢警察署 ☎042-653-0110

郵送でなく窓口での申請を希望する方へ～受付窓口のご案内

【受付窓口設置期間・場所・時間】

- 10月3日(月)～14日(金)→市庁舎1階イベントスタジオ(受付時間＝午前9時～午後4時)
- 10月17日(月)～12月28日(水)→市庁舎7階会議室(受付時間＝午前8時30分～午後5時)

- ※土・日曜日、祝休日を除きます。
- ※各市民センター、各駅前連絡所等では受け付けていません。
- ※その場での支給は行いません。
- ※混雑が予想されるため、郵送での申請にご協力下さい。

給付金に関するお問い合わせ

町田市役所臨時福祉給付金専用
コールセンター

0570・020・092

携帯電話からおかけになる場合
042・710・8510

※ご利用には市役所までの通話料金がかかります。

11月30日(水)まで＝午前8時30分～午後6時(土・日曜日、祝休日を含む)、12月1日(木)から＝午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝休日、年末年始を除く)

皆さんのご意見をお寄せ下さい
①第4次町田市農業振興計画(素案)
 ☎農業振興課 ☎724-2166 FAX050-3101-9913

2016年度末で第3次町田市農業振興計画(2007～2016年度)の計画期間が終了します。第3次計画の策定以降、都市農業振興基本法の成立、TPP協定への署名、農の担い手の高齢化と減少、農地面積の減少など、農業を取り巻く環境は変化しています。市では、このような環境変化と市の現状を踏まえて、第4次町田市農業振興計画を策定します。

概要

- 〈計画期間〉2017～2026年度の10年間
- 〈基本理念〉「市民と農をつなぐ」魅力ある町田農業の推進～担い手が育ち、活躍するまち「町田」
- 〈基本目標〉(担い手)意欲的農業者が安心して生産できる環境づくり／(農地)都市農地の保全と活用による多面的機能の発揮／(販売)立地を活かした地産地消の推進／(市民と農とのふれあい)多様な交流機会をきっかけとした市民の農に対する魅力の向上

皆さんのご意見をお寄せ下さい
②町田市民病院中期経営計画(2017年度～2021年度)(案)
 ☎町田市民病院事務部経営企画室 ☎722-2230(内線7431) FAX720-5680

今後も町田市民病院が質の高い医療サービスを提供し、安定した病院経営を維持していくための計画(案)がまとまりました。この計画は、市民病院の基本理念「地域から必要とされ、信頼、満足される病院」の実現に向けて、病院事業の経営効率化を推進するための計画です。

概要

- 〈計画期間〉2017～2021年度の5年間
- 〈改定のポイント〉現中期経営計画(2012～2016年度)で進めている経営改善、地域連携を更に推進し、経常収支の早期黒字化や地域医療支援病院の承認を目指します。
- 〈内容〉中期経営計画の基本的事項／市民病院の現状／病院経営の基本方針／主要な施策／収支計画／評価・公表

【意見の提出方法】

①第4次町田市農業振興計画(素案)	②町田市民病院中期経営計画(2017年度～2021年度)(案)
○募集期間 10月1日(土)～31日(月)	
○資料の閲覧・配布 ①②は、町田市ホームページに掲載するほか、次の窓口で閲覧・資料の配布を行っています(各窓口で開庁日・時間が異なります。②は町田市民病院ホームページにも掲載)。 ①②＝市政情報課・広聴課(市庁舎1階)、男女平等推進センター(町田市民フォーラム3階)、生涯学習センター、各市民センター、木曽山崎・玉川学園の各コミュニティセンター、町田・鶴川・南町田の各駅前連絡所、各市立図書館、町田市民文学館 ①のみ＝農業振興課(市庁舎9階)、七国山ファーマーズセンター、ふるさと農具館、町田・鶴川・忠生・堺・南のJA町田市各支店 ②のみ＝町田市民病院(1階インフォメーション)、保健予防課(保健所中町庁舎2階、健康福祉会館1階)	
○意見等の提出方法 直接、郵送、FAXまたはEメールで①農業振興課②町田市民病院(1階インフォメーション)へ(資料を配布している窓口へ直接提出も可)。郵便の場合は配布資料に添付している専用封筒(料金受取人払郵便)をご利用いただけます。	
○提出先 農業振興課(〒194-8520、森野2-2-22、市庁舎9階、☎mcity2600@city.machida.tokyo.jp)	○提出先 町田市民病院事務部経営企画室(〒194-0023、旭町2-15-41、☎mcity2610@city.machida.tokyo.jp)

—注意事項—

- 書式は自由ですが、住所・氏名・連絡先・件名を明記して下さい。
- 電話や窓口での口頭によるご意見は、お受けできません。
- ご意見への個別回答は行いません。
- 公序良俗に反するもの、特定の団体・個人等に対する誹謗中傷が含まれるものは無効とします。
- 寄せられたご意見の概要及び市の考え方は、個人情報を除き、2017年1月ごろに町田市ホームページと資料配布場所で公表予定です。